

## 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税

# 特別徴収の手引

### ■各種様式について■

様式については本手引き内の様式をコピーしていただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてご使用ください。

### ■異動届等送付先■

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市企画経営部税務課市民税係 行

### ■問い合わせ■

#### ●特別徴収事務、課税内容、異動届出書について

→多賀城市企画経営部税務課 市民税係  
022-368-1370（係直通）

#### ●納入・還付について

→多賀城市企画経営部収納課 収納係  
022-368-1481（係直通）

# 目次

## 1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

■特別徴収義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■市民税・県民税・森林環境税の特別徴収・・・・・・・・ 1

## 2. 給与所得の特別徴収の事務取扱

■市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書について・・ 1

■月割額の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,2

(1)納期

(2)納付方法

(3)納入書不要等の申し出

(4)納入書の汚損、破損の場合

■「納期の特例」の制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1)納期

(2)申請手続

(3)留意事項

■税額の変更に係る納入書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 3. 退職所得の特別徴収の事務取扱

■退職所得に係る市民税・県民税・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

■納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

■対象となる退職手当等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■申告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(1)退職手当等の支払を受ける人が行う手続

(2)退職手当の支払者（雇い主）が行う手続

■退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算方法・・・・ 4

## 4. 特別徴収にかかるゆうちょ銀行及び郵便局の指定について

■指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 5. 森林環境税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 6. 特別徴収税額通知の電子データ受取りについて・・・・・・・・ 6

## 7. 各種様式記載例・各種様式

・市民税・県民税納入申告書の記載例・・・・・・・・・・ 7

・宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書の訂正例・・・・ 8

・宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書等・・・・ 9

・宮城県多賀城市市県民税納入申告書・・・・・・・・・・ 10

・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

① 転勤（特別徴収継続）の記載例・・・・・・・・・・ 11

② 退職（一括徴収）の記載例・・・・・・・・・・ 12

③ 死亡退職（普通徴収）の記載例・・・・・・・・・・ 13

④ 退職（普通徴収）の記載例・・・・・・・・・・ 14

・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書・・・・ 15

・特別徴収への切替申請書の記載例・・・・・・・・・・ 16

・特別徴収への切替申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

・特別徴収義務者の所在地等変更届出書の記載例・・・・・・・・・・ 18

・特別徴収義務者の所在地等変更届出書・・・・・・・・・・ 19

・市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書・・ 20

・市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の

要件を欠いた場合の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

■特別徴収手続処理早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 裏表紙

## 1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

### ■ 特別徴収義務者

納税義務者である従業員に給与の支払いをする事業主で、所得税の源泉徴収義務がある事業主を、地方税法第 321 条の 4 及び多賀城市税条例第 33 条の規定により、個人住民税（市民税・県民税・森林環境税）を特別徴収の方法によって徴収する特別徴収義務者として指定します。

### ■ 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

特別徴収とは、給与の支払者が個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給与から定められた個人住民税を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

特別徴収制度は、地方税法第 321 条の 3 及び多賀城市税条例第 32 条の規定により法定義務になっています。ただし、次の場合を除きます。

- ・常時 2 人以下の家事使用人のみを雇用している場合
- ・支給期間が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者

・外国航路を航行する船舶の乗組員で不定期に給与の支払を受ける者  
なお、提出いただいた給与支払報告書において特別徴収の適用除外となる事由（退職や他の事業所で特別徴収されている等）が判断できないものは、原則として特別徴収にしております。

## 2. 給与所得の特別徴収の事務取扱

### ■ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書について

#### (1) 令和 8 年 5 月 15 日送付の決定通知書について

令和 8 年 5 月 15 日送付の決定通知書は、令和 8 年 4 月 10 日頃までに多賀城市税務課に到着した『給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』及び『特別徴収への切替申請書』等（以下、異動届）に基づき作成しております。

なお、令和 8 年 5 月 15 日頃までに到着した異動届については、その内容を反映した特別徴収税額の変更通知書を令和 8 年 6 月 2 日に送付いたします。

#### (2) 納税義務者用決定通知書について

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」は、従業員ごとに切り離し、開封せずに、令和 8 年 5 月 31 日までに各従業

員（納税義務者）に配付してください。

#### (3) 従業員の異動がある場合の提出書類(異動届)について

決定通知書に記載のある従業員に退職や転勤の異動がある場合、もしくは新たに特別徴収を開始する従業員がいる場合は、異動届を令和 8 年 6 月 4 日までに到着するように提出してください（郵送可能）。

その内容を反映した特別徴収税額の変更通知書は令和 8 年 6 月 16 日に送付いたします。

### ■ 月割額の徴収

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に各従業員（納税義務者別）の月割額が記載してあります。それに従い 6 月から翌年 5 月まで、毎月の給与を支払う際にその月割額を徴収してください。

※年税額が 6,200 円以下の納税義務者については、最初の月の 1 回で全額徴収することになります。

### ■ 納 入

#### (1) 納 期

月割額を徴収した日の属する月の翌月の 10 日（10 日が金融機関の休業日の場合には、当該金融機関の翌営業日）が納期です。

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和 8 年 6 月分	令和 8 年 7 月 10 日	令和 8 年 12 月分	令和 9 年 1 月 12 日
7 月分	令和 8 年 8 月 10 日	令和 9 年 1 月分	令和 9 年 2 月 10 日
8 月分	令和 8 年 9 月 10 日	2 月分	令和 9 年 3 月 10 日
9 月分	令和 8 年 10 月 13 日	3 月分	令和 9 年 4 月 12 日
10 月分	令和 8 年 11 月 10 日	4 月分	令和 9 年 5 月 10 日
11 月分	令和 8 年 12 月 10 日	5 月分	令和 9 年 6 月 10 日

※9 頁の様式をコピーまたはダウンロードして納める場合は 8 桁または 9 桁の指定番号を必ず記入してください。

#### (2) 納付方法

##### ①窓口で納付する場合

七十七銀行・杜の都信用金庫・仙台銀行・北日本銀行・東北労働金庫・仙台農業協同組合の各本店又は支店、ゆうちょ銀行・郵便局、多賀城市役所市公金収納窓口で納付することができます。

※初めて、ゆうちょ銀行及び郵便局から納入する場合は、5 頁の「指定通知書」をゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。一度提出されますと、次年度以降の再提出は必要ありません。

## ②共通納税(電子納付)で納付する場合

PCdesk (eLTAX) で利用届出 (利用者 ID の取得) を行うと全国の共通納税対応金融機関を通じて電子的に納付することができます。

### (3) 納入書不要等の申し出

すでに eLTAX や金融機関の納入サービスを利用している等の理由で、給与支払報告書提出時に納入書の送付不要の申し出をいただいている場合は、「宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書」を同封していません。

なお、新たに納入書が必要になった場合や不要になった場合には、税務課市民税係 (022-368-1370) へ連絡をお願いします。

### (4) 納入書の汚損、破損の場合

機械で処理をしまするので、汚したり、破損したりしないようお願いします。汚したり、破損してしまった場合には、納入書の最終頁に添付のある予備の納入書 (2 枚) 又は多賀城市ホームページからダウンロードした納入書に、印刷事項を転写の上、使用してください。

## ■ 「納期の特例」の制度

「納期の特例」は市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である場合に、多賀城市長に申請しその承認を受けることで、特別徴収税額を毎月ではなく年 2 回に分けて納入することができる制度です。

ただし、滞納や著しい納入の遅延があるような場合は、納期の特例の承認を受けられない場合があります。なお、一度承認を受けると翌年度以降は再度申請書を提出する必要はありません。

### (1) 納期

◇ 令和 8 年 6 月から令和 8 年 11 月分 → 令和 8 年 12 月 10 日まで
◇ 令和 8 年 12 月から令和 9 年 5 月分 → 令和 9 年 6 月 10 日まで

### (2) 申請手続

申請の際は、20 頁の様式を複写して使用いただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

### (3) 留意事項

- ・納期は年 2 回になりますが、従業員の給与からは毎月徴収してください。
- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、必ず異動届出書 (15 頁) を提出してください。
- ・滞納や納入の遅延等をされた場合、納期の特例の承認を取り消す場合があ

ります。

- ・給与の支払を受ける者が常時 10 人以上になったときは納期の特例が適用されなくなるため、遅滞なくその旨を届出してください。届出の際は、21 頁の様式を複写して使用いただくか、多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

※承認取り消しの届出書を提出した場合は、届出日の属する月分以前に特別徴収した税額は、届出日の翌月 10 日 (10 日が金融機関の休業日の場合には、当該金融機関の翌営業日) までに納入し、その後に特別徴収した税額は、通常の納期限までに納入してください。

## ■ 税額の変更に係る納入書

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」及び「特別徴収への切替申請書」の提出に伴い、「異動の事由が発生した日の属する月」の翌月以降の特別徴収税額が変更になる場合は、新たな納入書を「特別徴収税額の変更通知書」と併せて送付します (異動届等を受理した翌月中旬～下旬頃発送)。

ただし、新たな納入書の送付が、各事業所における各月の納入手続き等に間に合わない場合は、該当月分の納入書の特別徴収税額を訂正して納入手続きを行ってください。

納入書の訂正については、8 頁を参照してください。

## 3. 退職所得の特別徴収の事務取扱

### ■ 退職所得に係る市民税・県民税

退職所得に対する市民税・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算 (分離課税) し、その税額を退職手当等の支払額から特別徴収し納入することとされています。

### ■ 納税義務者

退職手当等の支払を受ける従業員で、その手当等の支払を受けるべき日 (退職した日) の属する年の 1 月 1 日現在、多賀城市に居住している人です。

ただし、手当等の支払を受ける人が次に掲げる人であるときは「分離課税に係る所得割」の課税対象にはなりません。

- ・1 月 1 日現在において生活保護法で定められている生活扶助を受けている人
- ・1 月 1 日現在において国内に住所を有しない人
- ・退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

## ■ 対象となる退職手当等

退職金や一時恩給等の名称を問わず、退職によって一時的に受ける給与等をいいます。

※使用者が労働基準法第 20 条の規定による予告をしないで労働者を解雇した場合に支払われる解雇予告手当についても退職所得とされます。

課税されない退職手当等

- ・ 常時 2 人以下の家事使用人に支払われる退職手当等  
→翌年に他の所得と合計して、所得割の課税の対象になります。
- ・ 死亡により支払われる退職手当等(相続人に支払)  
→相続税の対象になります。
- ・ 退職に伴う転居のために、通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等  
→非課税所得です。

## ■ 申告等

### (1) 退職手当等の支払を受ける人が行う手続

退職手当等の支払者に、「退職所得申告書（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の様式）」を、退職手当等の支払を受ける時までに提出してください。

### (2) 退職手当の支払者(雇い主)が行う手続

#### ① 「退職所得申告書」の受理

退職手当等の支払を受ける者が提出した「退職所得申告書」を受理します。この申告書は、退職手当の支払者を經由して多賀城市長に提出することとなっていますが、支払者が受理した時点で多賀城市長に提出したとみなされますので、実際に多賀城市長に提出する必要はありません。

#### ② 退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算

4 頁を参照してください。

#### ③ 退職所得に対する「市民税・県民税納入申告書」の提出と「分離課税に係る所得割」の納入

②の計算により税額が発生した場合は、「宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書」に、給与所得等に係る所得割額と合算してその額を記載するとともに、当該納入書の裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記載して、徴収した日の属する月の翌月の 10 日までに、納入してください。

本件に係る「市民税・県民税納入申告書」及び「宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書」の記載例は、7,8 頁を参照してください。

なお、「市民税・県民税納入申告書」には、「マイナンバー制度」による個人事業主の「個人番号」又は事業所の「法人番号」の記載をお願いします。

ただし、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書に個人事業主の個人番号を記載することになるため、手続き等は次のとおりになります。

金融機関へ：納入書（9 頁）のみ記載し、納入申告書は空欄のまま提出します。

多賀城市へ：金融機関へ提出したものと別の紙※を使用し、納入申告書（10 頁）のみ記載したものを税務課へ提出します。

※ 別の紙：納入書の最終頁にある予備の納入書の裏面を利用してください。

※納入書と納入申告書を分けて提出いただくのは、金融機関等では個人番号を取り扱うことができないことになっているためです。

### ④ 特別徴収票の作成

所得税の退職所得源泉徴収票と複写になっている「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成し、退職後 1 月以内に 1 部を多賀城市長に提出し、他の 1 部を退職者に交付します。

なお、退職者が次に掲げる場合に該当するときは、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出又は交付が省略されます。

- ・ 退職者が、法人（人格のない社団又は財団を含む。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員又は相談役若しくは顧問以外の場合

→退職者へ特別徴収票を交付するのみで、多賀城市長への提出は必要ありません。

- ・ 退職所得に係る所得割が発生しない場合

→退職者へ特別徴収票の交付は必要ありません。

## ■ 退職所得に対する「分離課税に係る所得割」の計算方法

退職所得の算出方法は、所得税法第30条第2項の規定の例によって行われることになっています。

### ■ 計算例

退職手当等・・・24,523,800円 勤続年数・・・38年6ヶ月

#### (1) 退職手当等と勤続年数を確認する

- ① 退職手当等 =  $\boxed{\text{ア}} 24,523,800 \text{円}$  (端数処理不要)
- ② 勤続年数 =  $\boxed{\text{イ}} 39 \text{年}$  (1年未満の端数切り上げ)

#### (2) 退職所得控除額を算出する

(イ) が 20 年以下の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= \text{勤続年数} \boxed{\text{イ}} \text{年} \times 40 \text{万円} \\ &= \boxed{\text{ウ}} \text{円} \quad \text{※1} \end{aligned}$$

(イ) が 20 年を超える場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= (\text{勤続年数} \boxed{\text{イ}} 39 \text{年} - 20 \text{年}) \times 70 \text{万円} + 80 \text{万円} \\ &= \boxed{19 \text{年}} \times 70 \text{万円} + 80 \text{万円} = \boxed{\text{エ}} 21,300,000 \text{円} \quad \text{※1} \end{aligned}$$

※求めた退職所得控除額が 80 万円に満たないときは、80 万円が退職所得控除額になります。

※1 障害者になったことに起因して退職した場合には、100 万円が加算されます。

#### (3) 退職所得の金額を算出する

$$\begin{aligned} \text{退職所得の金額} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} 24,523,800 \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{エ}} 21,300,000 \text{円}) \times 1/2 \quad \text{※2} \\ &= \boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \quad (\text{千円未満の端数切捨て}) \end{aligned}$$

#### ※2 退職所得金額の算出方法

##### ① 勤続年数が 5 年を超える場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{エ}} \text{円}) \times 1/2 \end{aligned}$$

##### ② 勤続年数が 5 年以下で役員等の場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{ウ}} \text{円}) \end{aligned}$$

##### ③ 勤続年数が 5 年以下で役員等ではない場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得} &= (\text{退職手当等の金額} \boxed{\text{ア}} \text{円} - \\ &\quad \text{退職所得控除額} \boxed{\text{ウ}} \text{円}) \text{のうち、} \\ &\quad 300 \text{万円以下の部分は } 1/2 \text{ が課税対象、} \\ &\quad 300 \text{万円超の部分は全額課税対象} \end{aligned}$$

#### (4) 特別徴収すべき税額を算出する

(3)で求めた退職所得に市民税率 6%、県民税率 4%を乗じて税額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{① 市民税額} &= \text{退職所得の金額} \boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \times 6\% \\ &= \boxed{\text{カ}} 96,600 \text{円} \quad (\text{100円未満の端数切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{② 県民税額} &= \text{退職所得の金額} \boxed{\text{オ}} 1,611,000 \text{円} \times 4\% \\ &= \boxed{\text{キ}} 64,400 \text{円} \quad (\text{100円未満の端数切捨て}) \end{aligned}$$

##### ③ 算出した税額の合計

$$\text{特別徴収税額} = \boxed{\text{カ}} 96,600 \text{円} + \boxed{\text{キ}} 64,400 \text{円} = \boxed{\text{ク}} 161,000 \text{円}$$

#### 4. 特別徴収にかかるゆうちょ銀行 及び郵便局の指定について

納入の際、東北6県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局名を記載して、ゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。

※このページをコピーしてご使用ください。

#### 5. 森林環境税について

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税されている国税ですが、市区町村において、個人住民税と併せて賦課徴収することとなっています。

多賀城市の場合は、個人住民税と非課税基準が異なるため、個人住民税が非課税でも森林環境税のみ課税される場合があります。

		令和5年度まで	令和6年度から	
個人 住 民 税	市民税	均等割	3,000円	3,000円
		復興加算分(※)	500円	—
	県民税	均等割	1,000円	1,000円
		復興加算分(※)	500円	—
みやぎ環境税		1,200円	1,200円	
国税	森林環境税	—	1,000円	
合計		6,200円	6,200円	

※個人住民税の均等割に加算されていた復興加算分は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ賦課徴収していましたが、この臨時的措置は令和5年度で終了しました。

## 指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

支店長殿

郵便局長殿

多賀城市長

(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

記

1. 認可又は承認番号 貯1第1225号
2. 口座番号 02210-0-960050
3. 加入者の名称 多賀城市会計管理者
4. 取りまとめ店 仙台貯金事務センター

切り  
取り  
線

## 6. 特別徴収税額通知の電子データ受取りについて

令和6年度から特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法が「書面」または「電子データ」のいずれかを選択できるようになりました。

電子データでの受取りを希望する場合は、毎年1月末までに送付していただく給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）から提出していただく必要があります。提出の際に特別徴収義務者用と納税義務者用それぞれの税額通知の受取方法を選択します。

### <税額通知の受取りパターン>

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ	電子データ
②	電子データ	書面
③	書面	電子データ
④	書面	書面

### <注意事項>

#### ■共通

・原則年度途中の受取方法の変更はできません。当初賦課（5月下旬～6月上旬発送分）について、eLTAXでご提出いただいた給与支払報告書で設定した受取方法から変更がある場合は、特別徴収税額通知の受取方法変更届を多賀城市のホームページからダウンロードしてください。

#### ■特別徴収義務者用を電子データで受取る場合

・電子データ取得の際に必要な保護番号を通知するため、必ずメールアドレスを設定してください。

#### ■納税義務者用を電子データで受取る場合

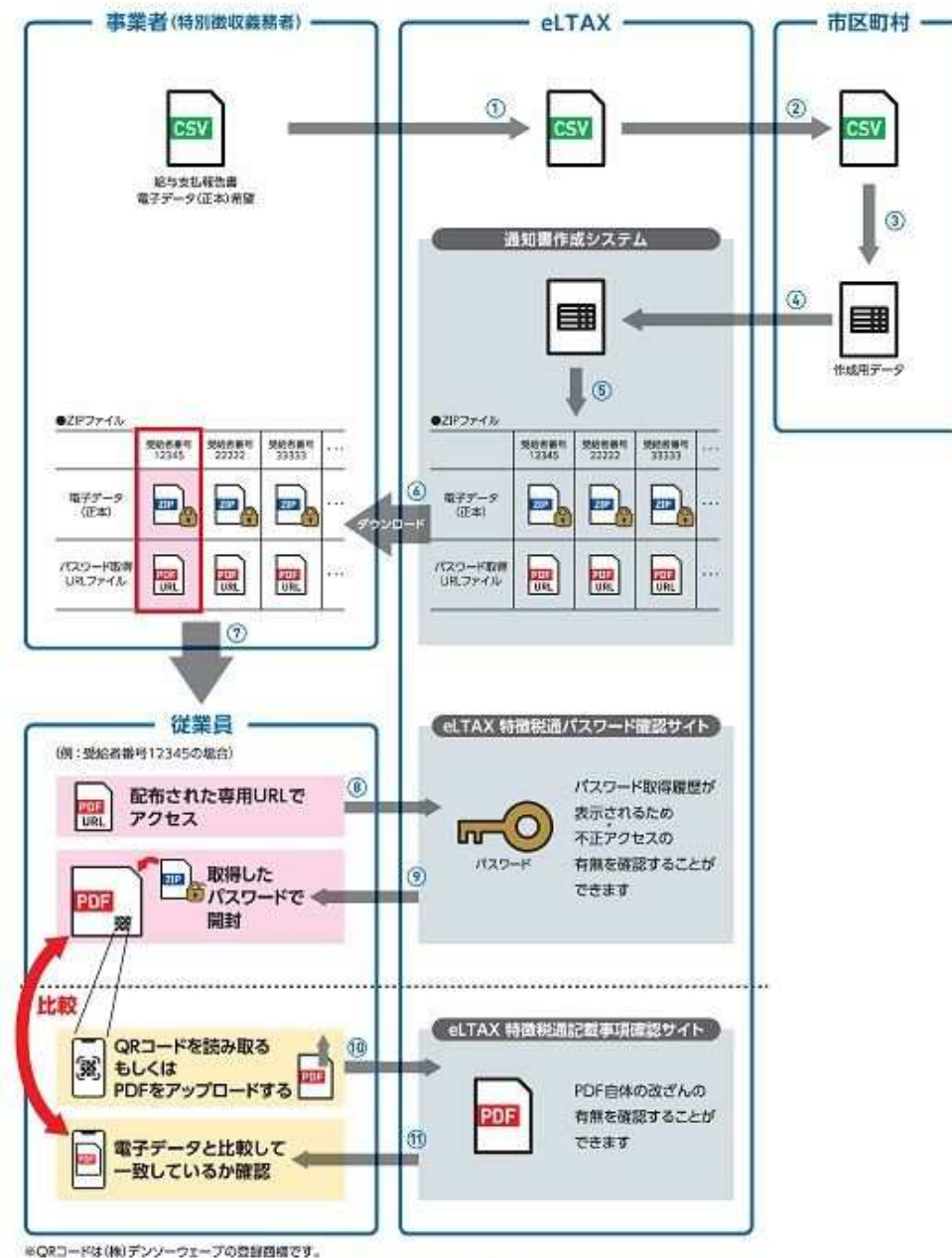
- ・全従業員に受給者番号を必ず設定してください。
- ・従業員が電子データを受取ることができる環境を整えてください。
- ・従業員ごとに受取方法を選択することはできません。

### <参考>

- ・eLTAX 地方税ポータルシステム (<https://www.eltax.lta.go.jp>)
- ・eLTAXに関するお問い合わせ (<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>)

<納税義務者用を電子データで受取る場合のイメージ図>

詳細はeLTAX内特設ページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>) をご覧ください。



## 7. 各種様式記載例・各種様式

### ◇ 退職時の納付書の記載例

市 民 税 県 民 税		納入申告書																			
宮城県多賀城市長 殿											(受付印)										
令和〇〇年 10 月 5 日 提出											令和 〇〇 年 9 月分	人 員	1 人								
退職手当等支払金額											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収税額											市 民 税								9 6 6 0 0		
											県 民 税								6 4 4 0 0		
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地		〒 985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号																		
	氏名又は名称		多賀城あやめ 株式会社																		
	法人番号又は個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5						
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																					

法人番号又は個人番号を記載してください。

#### ◆特別徴収義務者が個人事業主の場合の手続きについて

- 1) 金融機関へは、納入書（8頁参照）のみ記載し、納入申告書は空欄のまま提出する。
- 2) 金融機関へ提出したものは別の紙（納入書の最終頁にある予備納入書）を使用し、納入申告書（本頁参照）のみを記載したものを多賀城市税務課へ提出する。  
※納入書と納入申告書を分けてご提出いただくのは、金融機関等では個人番号を取り扱うことができないことになっているためです。



宮 城 県 市 多 賀 城 市
市町村コード
0 4 2 0 9 9

個 人 市 民 税 個 人 県 民 税 森 林 環 境 税	領 収 証 書 (公)
0 2	特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地

氏名又は  
名 称

領 収 日 附 印	
-----------------------	--

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

宮 城 県 市 多 賀 城 市
市町村コード
0 4 2 0 9 9

個 人 市 民 税 個 人 県 民 税 森 林 環 境 税	納 入 書 (原 符) (公)
0 2	特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地

氏名又は  
名 称

※ 日計	口 円	領 収 日 附 印	
---------	--------	-----------------------	--

※印は郵便官署において使用する欄です。

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

宮 城 県 市 多 賀 城 市
市町村コード
0 4 2 0 9 9

個 人 市 民 税 個 人 県 民 税 森 林 環 境 税	納 入 済 通 知 書 (公)
0 2	特別徴収

口座番号	加入者名
02210-0-960050	多賀城市会計管理者
令和 年 月分	指 定 番 号

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
	督 促 手 数 料									
	合 計 額									

納 期 限	令和 年 月 日
-------	----------

(特別徴収義務者)  
〒  
住所又は  
所在地

氏名又は  
名 称

取りまとめ店 仙台貯金事務センター (〒980-8794)	領 収 日 附 印	
-------------------------------------	-----------------------	--

上記のとおり通知します。

(受付店→七十七銀行多賀城支店(取りまとめ店)→多賀城市)

(多賀城市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書  
 県 民 税

(受付印)

多賀城市長 殿

令和 年 月 日提出

令和 年 月分 人員 人

退職手当等  
 支払金額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

特別徴収  
 税額

市民税

県民税

特別徴収  
 義務者

住所(居所)  
 又は所在地

〒

氏名又は  
 名称

法人番号  
 又は  
 個人番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

退職所得分を納める際は、この「納入申告書」を9頁の「納入済通知書」の裏面に印刷してご記入ください。

① 転勤(特別徴収継続)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長殿	(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号												
		氏名	多賀城あやめ株式会社												
令和 年 月 日提出		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
		特別徴収義務者指定番号	86123456												
		宛名番号	12345678												
		給与所得者の個人番号													
		連絡者の氏名並びに電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)												

決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号  
※市町村によって異なります

フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	多賀城 太郎 (新姓)	284,000	6 10	165,900	〇〇年 10月 17日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収(残額を異動者本人が納入する)
生年月日	S 45 年 1 月 2 日 <small>(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)</small>		月分 から 月分 まで				
旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 <small>(給与の支払を受けなくなった後の住所)</small>						
現住所	同上	円	円	円			

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒 985-0892 多賀城市浮島7丁目1番1号												
	フリガナ	ウキシマフラワー												
	名称又は氏名	株式会社 浮島フラワー												
個人番号又は法人番号		2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	4
		特別徴収義務者指定番号	30098765											
		受給者番号												
		連絡者の氏名並びに電話番号	人事部人事課 浮島 南子 (電話番号 022 - 368 - 4414)											
		新しい勤務先へは、月割額 23,700 円を 11 月分(12 月 10 日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。												
		特別徴収用の納入書	要 不要											

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出)	給与または退職手当等の支払予定年月日	一括徴収した額
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため(1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	年 月	限分)で

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
	死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。
相続人代表の住所:	
氏名:	

**注意!**  
必ず納付月の納期限より前に、届出をしてください。  
※提出が遅れた場合、ご希望の開始月にならないことがあります。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆ 納税義務者の転勤、転職等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には、特別徴収を継続することができます。この場合、従前の特別徴収義務者は、事前に転勤先等の事業所と連絡を取り、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に新しい勤務先の名称、所在地、連絡先等を記入してください。

②退職(一括徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿	所在地 〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号	特別徴収義務者指定番号 86123456	決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号
令和 年 月 日提出	氏名 多賀城あやめ株式会社	宛番号 12345678	※市町村によって異なります
	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	給与所得者の個人番号	
		連絡者の係氏名並びに電話番号 総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)	

給与所得者	フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	タガジョウ タロウ	多賀城 太郎 (新姓)	284,000	6月分 10月分	165,900	〇〇年10月17日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収(残額を異動者本人が納入する)
		生年月日 S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						
		旧住所 多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
		現住所 同上						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	受給者番号	連絡者の係氏名並びに電話番号	特別徴収用の納入書	要・不要
--------	-----	---	-------------	-------	----------------	-----------	------

すでに納入が済んでいる金額をご記入下さい。

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため(1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の支払予定年月日 〇〇年11月20日	一括徴収した額(上記(ウ)と同額) 165,900	左記の一括徴収した税額は、11月分(12月10日納期限分)で納入します。
----	--	------------------------------	---------------------------	--------------------------------------

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。	
相続人代表の住所:	
氏名:	

**注意!**  
一括徴収した税額の納付月を必ず記載してください。  
1月以降に退職等があった場合は、原則一括徴収してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

- ◆ 納税義務者の退職等(死亡退職を除く)により特別徴収を行うことができなくなった場合で、その事由の発生が令和8年6月1日から同年12月31日までである場合は、納税義務者の申出(希望)により、未徴収分の月割額を一括徴収することができます。納税義務者の便宜を図る意味合いからも、納税義務者に対し一括徴収を推奨してください。
- ◆ 当該事由の発生が令和9年1月1日から同年4月30日であるときには、一括徴収すべき特別徴収税額が、支払われる給与又は退職手当等を上回ることはない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。
- ◆ 退職予定の従業員が国外に転出予定である場合は、一括徴収を推奨してください。

③死亡退職(普通徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿	(特別徴収義務者)	所在地 〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号	特別徴収義務者指定番号 86123456
令和 年 月 日提出	氏名 多賀城あやめ株式会社	宛番号 12345678	給与所得者の個人番号
	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	連絡者の係、氏名並びに電話番号 総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)	

決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号  
※市町村によって異なります

フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	多賀城 太郎 (新姓)	284,000 円	6 10 月分 から 月分 まで	165,900 円	〇〇年 10月 17日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収(残額を異動者本人が納入する)
生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						
旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
現住所	同上		118,900 円				

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分( _____ 月 _____ 日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	受給者番号		
名称又は氏名	連絡者の係、氏名並びに電話番号	(電話番号 - - )	特別徴収用の納入書 要 ・ 不要
個人番号又は法人番号			

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の支払予定年月日 年 月 日	一括徴収した額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分( _____ 月 _____ 日納期限分)で納入します。
----	--	-----------------------------	------------------------	---

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。	
相続人代表の住所:	多賀城市八幡9丁目1番1号
氏名:	多賀城 次郎

**注意 !**  
相続人の方(代表者)の住所・氏名が分かる場合は記載してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

- ◆ 異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ◆ 未徴収分の月割額については、追って相続人の方(代表者)あてに 納付書を送付しますので、相続人代表者の方が分かる場合は、住所・氏名を記載するようにしてください。

#### ④退職等(普通徴収)の記載例

### 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿	(特別徴収支払義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号	※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
令和 年 月 日提出	氏名	氏名	多賀城あやめ株式会社	特別徴収義務者 指 定 番 号	86123456
	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	宛 名 番 号	12345678
		連絡者の係、氏名並びに電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)	給与所得者の 個 人 番 号	

決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号  
※市町村によって異なります

給 与 所 得 者	フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名	多賀城 太郎 (新姓)	284,000	6 10 月分 月分 から まで	165,900	〇〇年 10月 17日	1. 退職 2. 転 動 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. そ の 他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人が納入する)
	生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						
	旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
	現 住 所	同上	円	円	円			

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号
	フリガナ		受 給 者 番 号
	名称又は氏名		連絡者の係、氏名並びに電話番号
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	(電話番号)

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の 支払予定年月日	年 月 日
----	--	------------------------	-------

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため 死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: _____ 氏名: _____
----	---

**注意!**  
納税義務者の便宜を図るため、一括徴収を推奨してください。  
なお、1月1日から4月30日の間に退職等をした場合は、必ず一括徴収をしてください。  
※退職時に支払われる給与や退職手当等から未徴収税額を引ききれない場合を除きます。

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特 徴 済 月 開始月		普 徴 済 月 開始月		年金特徴 済 月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆ 一括徴収や特別徴収を継続する場合を除き、納税義務者が退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散等により特別徴収ができなくなった場合は、未徴収分の月割額は各個人で納める普通徴収に変更していただくことになります。ただし、当該事由(死亡を除く)の発生が令和9年1月1日から同年4月30日であるときは、特別の事由のない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。

◆ 産(育)休で休職する場合は、異動の事由の「3.休職」に丸をしてください。

**重要!**

異動届の提出が遅れたり、提出がない場合、従業員の異動後も特別徴収義務が継続されたままになってしまうため、特別徴収税額が未納となり、督促状が送付されることがあります。  
また、従業員の方への納付書送付が遅れてしまい、納付時期などに支障が生じる場合があります。異動が生じたら速やかに異動届を提出してください。



## 特別徴収への切替記載例

### 令和 〇〇 年度 特別徴収への切替申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日	(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 <b>多賀城市中央二丁目1番1号</b>										特別徴収義務者指定番号 <b>86123456</b>		
		フリガナ	<b>タガジョウアヤメ</b>										特別徴収用の納入書 <b>要</b> ・ 不要		
		氏名又は名称	<b>多賀城あやめ 株式会社</b>										連絡者の係	<b>総務課</b>	
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
													電話番号	<b>022-368-1141</b>	

給 与 所 得 者	フリガナ	<b>タガジョウ タロウ</b>		就職年月日	令和 年 月 日		
	氏名	<b>多賀城 太郎</b>		年 税 額	納入済額	未納付額 (特別徴収税額)	
	生年月日	<b>S 45 年 1 月 2 日</b>		①	②	③(①-②)	
	1月1日現在の住所	<b>多賀城市八幡9丁目1番1号</b>		284,000 円	普徴 1 期 ~ 3 期 特徴 月 ~ 月	71,000 円	
	通知番号	<b>12345678</b>			213,000 円		
	受給者番号	<b>abcde12345</b>		特別徴収開始年月	令和 〇〇 年 12 月分 から		
特別徴収税額の事前連絡について	1. 電話連絡を希望します( 月 日までに) ② 税額通知書発送時(この切替申請書を提出した月の翌月下旬)で間に合います						

受給者番号は会社で使用しているもの  
(なければ記載不要)

- 電話連絡を希望します( 月 日までに)
- 税額通知書発送時(この切替申請書を提出した月の翌月下旬)で間に合います

◆ 入社や復職等により、普通徴収で納めていた市民税・県民税・森林環境税を特別徴収へ切替えることができます。特別徴収へ切替える場合には、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。なお、普通徴収から特別徴収への切替は、普通徴収の納期が未到来の市民税・県民税・森林環境税に限られます。納期の過ぎたものは、個人あてに送付された納付書にて納税義務者が各自で納入していただくことになります。

### 重要!

◆ 税額をお知らせする通知書の発送は、翌月の下旬となります。通知書の送付が特別徴収開始の事務手続きに間に合わない場合は、2か月程度の余裕を持って開始するか、事前に税務課市民税係までお問合せください。

※但し、通知書の発行を早めることはできませんのでご了承ください。

## 令和 年度 特別徴収への切替申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日	(特別 給与徴 収支 払義 務者)	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ		特別徴収用の納入書		
		氏名 又は 名称		要 ・ 不要		
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)			連絡者の 係	
				氏名		
				電話番号		

給 与 所 得 者	フリガナ		就職年月日	令和 年 月 日		
	氏名		年 税 額	納入済額	未納付額 (特別徴収税額)	
	生年月日	年 月 日	①	②	③(①-②)	
	1月1日現在の 住所			普徴 期 ~ 期 特徴 月 ~ 月		
	通知番号		円	円	円	
	受給者番号		特 別 徴 収 開 始 年 月	令和 年 月 分 から		
	特別徴収税額の 事前連絡について	1. 電話連絡を希望します( 月 日までに) 2. 税額通知書発送時(この切替申請書を提出した月の翌月下旬)で間に合います				

◆注意

1. 既に納入の済んでいる「納入済額」については、特別徴収はできません。なお、納入済額については納税通知書等により確認してください。
2. 普通徴収の納期限が経過した税額については、特別徴収に切替することができません。
3. 特別徴収開始日は原則、提出日の翌月以降からとなります。 例：8月9日提出 → 9月分(10月10日納期)から開始  
 ※提出日や内容によって、翌々月となることがあります。

提出先：〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1370

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特徴 済月 開始月		普徴 済月 開始月		年金特徴 済月	

事業所の所在地、  
名称等の変更記載例

特別徴収義務者の所在地等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出	多賀城市長 殿	(特別 給付 与徴 収 払 義 務 者 )	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号										特別徴収義務者指定番号		
			フリガナ	タガジョウアヤメ										86123456		
			氏名又は 名称	多賀城あやめ 株式会社										連絡者の 係、氏名 並びに電 話番号	係	総務課
			法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8		7	6
														電話番号	022-368-1141	

変 更 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> (1)名称変更理由 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 旧事業所の指定番号を使用する。 (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新事業所の指定番号を使用する。 (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新たに指定番号を取得する。 ※	変 更 年 月 日 令和〇〇年 7 月 1 日
			<input type="checkbox"/> (2)所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> (3)徴収開始月 月分から( 月 日納期限)
				<input type="checkbox"/> (4)書類送付先の変更等
フリガナ	変 更 前		変 更 後	
所 在 地	〒		〒	
フリガナ	タガジョウアヤメ		タガジョウサザンカ	
名 称	多賀城あやめ 株式会社		多賀城山茶花 株式会社	
電 話 番 号				
フリガナ				
書 類 送 付 先 名 称				
書 類 送 付 先 住 所				
備 考				

変更があった項目のみ記載してください。

※吸収合併等に伴い指定番号が変更になる場合には、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

- ◆ 事業所の所在地、名称、電話番号や通知書等の送付先を変更した場合は、「特別徴収義務者の所在地等変更届出書」を速やかに提出してください。
- ◆ 「マイナンバー制度」により、事業所の「法人番号」の記載をお願いします。個人事業主の方の「個人番号」の記載は不要です。
- ◆ 事業所の所在地、名称等に変更が生じた場合の納入書の訂正  
事業所の所在地や名称等を変更した場合でも、指定番号に変更がない場合は、そのまま「宮城県多賀城市市県民税・森林環境税特別徴収納入書」を使用することができます。(納入書の所在地や名称を訂正する必要はありません。)

## 特別徴収義務者の所在地等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出  多賀城市長 殿	(特別 給与 支収 義務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ											連絡者の 係、氏名 並びに電 話番号	係		
		氏名又は 名称												氏名		
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)												電話番号		

変 更 理 由	<b>(1)名称変更理由</b> <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> その他		変 更 年 月 日	年 月 日
	□ 旧事業所の指定番号を使用する。 (指定番号 ) □ 新事業所の指定番号を使用する。* (指定番号 ) □ 新たに指定番号を取得する。*		<b>(2)所在地変更理由</b> <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他	
		<b>(3)徴収開始月</b> 月分から( 月 日納期限)		<b>(4)書類送付先の変更等</b>
		変 更 前	変 更 後	
フリガナ				
所在地	〒		〒	
フリガナ				
名称				
電話番号	( ) -		( ) -	
フリガナ				
書類送付先名称				
書類送付先住所				
備考				

※吸収合併等に伴い指定番号が変更になる場合には、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

提出先: 〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1370

課税システム	
入力者	検証者

# 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 申請者	所在地											特別徴収義務者指定番号		
		氏名又は名称											連絡者の係、氏名並びに電話番号	係	
		代表者の職氏名印												氏名	
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)													

地方税法第321条の5の2第1項の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

特例の承認を受けようとする年月	令和 年 月以降の特別徴収税額					
申請の日前6ヵ月間の各月の給与の支払いを受けた者の人数及び当該給与の金額  ※臨時に雇用者がある場合は、( )内に人員及び支払金額を記入してください。	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
市県民税の滞納又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由						
申請の日前1年以内において、その承認を取り消されたことがある場合は、その年月日	令和 年 月 日					

- 1 この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満の特別徴収義務者です。
- 2 納期は、6月から11月までの徴収分は12月10日、12月から5月までの徴収分は6月10日です。
- 3 給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になった場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

提出先: 〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1370

市 処 理 欄	入力者	検証者

# 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者申請者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号					
		氏名又は名称											連絡者の係、氏名並びに電話番号	係				
		代表者の職氏名印												氏名				
法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)																	電話番号	
納期の特例の要件を欠いた理由  (当該番号に○印を付けてください。)		1 従業員が10名以上になったため  2 その他(具体的に理由をご記入ください。)  ( )																
従業員で多賀城市に住所を有する方の氏名  (該当者全員の氏名をご記入ください。)																		

提出先: 〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1370

課税システム	
入力者	検証者

## ■特別徴収手続処理早見表

### ◎特別徴収に係る手続一覧

異 動 事 由	事 由 の 発 生 の 時 期 等		未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	記 載 例	事 業 所 で の 手 続	提 出 期 限	備 考
退職 休職 長期欠勤 事業所の解散・ 廃止・休業	6 月 1 日 ~ 12 月 31 日	一括徴収の 希望あり	特別徴収による 一括徴収	12頁	異動届出書の提出 納入書の減額訂正	翌月10日	一括徴収を推奨願います。  相続人代表者の住所、氏名等が分 かる場合は記載してください。
		一括徴収の 希望なし	普通徴収	14頁			
	1 月 1 日 ~ 4 月 30 日		特別徴収による 一括徴収	12頁			
死 亡	未徴収分の月割額は、納税義務者の相続人が納 付することとなります。		普通徴収	13頁			
転 勤	他の事業所へ転勤(転職)した場合は、新事業所で 特別徴収を継続することとなります。		特別徴収継続	11頁	異動届出書の提出 納入書の減額訂正 新事業所への申し送り		
就 職	新たに就職(復職)した場合等は、特別徴収に変更 することとなります。		特別徴収	16頁	特徴切替申請書の提出 納入書の増額訂正	速やかに	
事業所の名称、 所在地変更	—			18頁	所在地等変更届出書の提出		

### ◎退職手当等に係る住民税の特別徴収の手続一覧

異 動 事 由 ・ 発 生 時 期 等	徴 収 の 方 法	記 載 例	事 業 所 で の 手 続	提 出 期 限	備 考
退職、休職、長期欠勤、事業所の解散・廃止・休業	特 別 徴 収	7~8頁	退職所得申告書の受理 税額の計算、納入 納入申告書の提出	翌 月 10 日	
		—	特別徴収票の作成	退職後1月以内	3頁の④を参照ください。
死 亡	—				相続人に相続税が課されることがあ ります。